

平成30年土佐市議会第2回定例会 質問事項

質問1 天崎排水ポンプ車ヤード施設、今後の活用について

質問2 土佐市ドラゴンバスの今後の運行について

質問3 発達障害者の医療支援についての見解と医師確保対策・取り組みの現状について

平成30年6月11日（月曜日）午前10時開議

5番議員（野村昌枝君）

質問1

天崎排水ポンプ車ヤード施設、今後の活用について

おはようございます。先日、厚生労働省6月1日発表、人口動態概数では、高知県の出生率が1.56に上昇と嬉しいニュースがありました。全国平均は1.43です。2.1なければ人口が減っていくということでございますけれども、いずれにしましても、まあ良かったです。これからも子供を産みやすい、育てやすい環境づくりをやっていかなければと思っております。

では質問にうつります。まず1問目、「天崎排水ポンプ車ヤード施設、今後の活用について」お尋ねします。

豪雨期になると心配の鎌田用水の溢水。去る5月19日天崎排水ポンプ車ヤード施設完成報告会があり、排水能力は毎秒1トン。用水でありながら洪水時の治水問題は長きにわたり市民の願いでありました。利水は農水省、治水は国土交通省と省庁の違う事案をうまく調整され、高知河川国道事務所により浸水軽減施設が完成されましたことに深く感謝いたします。

近隣町村では、日下川新規放水路、宇治川排水機場ポンプ増設など、床上浸水対策特別緊急事業が進捗中ではございます。下流側への水位上昇による影響が懸念され、仁淀川河川計画による下流の新居・用石地区で河道掘削を行い、下流の断面を広げることで上昇分は吸収できると言われ、今用地買収が進んでおります。これらの対策の用地買収進捗率は、先日市長の行政報告では99%という報告がありました。

今後、大きな出水が見込まれるときは、早めの対応、ポンプ車配備要請をお願いしたい。浸水軽減施設の今後の活用についてお伺いいたします。

議長（戸田宗崇君）

伊藤建設課波介川・水資源対策担当参事

建設課波介川・水資源対策担当参事（伊藤幸裕君）

建設課波介川・水資源対策班伊藤です。野村議員から「天崎排水ポンプ車ヤード施設、今後の活用について」答弁させていただきます。

鎌田井筋の溢水対策は、市の重要な課題と位置づけており、今回のヤード施設整備は、野村議員はじめ議員各位のおかげをもちまして、国土交通省直轄の工事で完成に至りました。この工事により排水ポンプ車の設置時間が短縮され、最大毎秒1トンの排水作業が可能となりました。

今回、整備いただいた施設では抜本的なものではございませんが、豪雨時には仁淀川本川の水位の状況を踏まえながら、天崎地区に排水ポンプ車を優先的に配置いただけるよう、引き続き国と連携しながら鎌田用水の溢水被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

一方では、鎌田用水浸水問題は、いの町との連携が重要であり、課題解決に向け協議をし、鎌田井筋の溢水対策に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御支援、御協力のほどよろしくお願いします。

議長（戸田宗崇君）	野村昌枝さんの１問目２回目の質問を許します。
１番議員（野村昌枝君）	２回目の質問をします。 ヤード施設整備今後の活用について、御答弁をいただきました。私は議員を長い間してると、土佐市も随分長い間の懸案の事項がこつこつと進捗しながら完成しているなあっていうことに気付きます。この鎌田井筋の溢水対策もしかりです。私は議員になった当初、市長、これをきちっとしたらあなたの銅像ができますよねっていうふうに私は議会でも言ったと思います。けれどもまたこういうかたちで、かたちができました。そして、懸案の長池川につきましても本当に今まで考えられないようなボタンの掛け違いでなかなか用地買収が進まなかった県の河川の部分も、今回改修が済まれて進捗するということで、本当にこつこつと進めていただいているということを実感しております。 今回の質問は私は溢水対策を長きにわたり質問したので、その感謝の念で質問いたします。本当にこの問題は、本当に有藤課長の頃からずっと市長あるいは行政が一丸となってやっとここに施設整備をむかえました。まあ１００％解決策ではなくても、一定前進しましたことにお礼を申し上げます。今後におきましては、大きな出水が見込まれるときは、市長、空振りを恐れずに早めの対応でポンプ要請をお願いしたいと思っております。また気象条件によってスムーズにポンプ車が配備されない、配備が困難となることも予想されます。そういったときに早めにポンプの設置が配備されることは市民にとりましても非常に安心につながります。何回も申します、市長。空振りを恐れずに、逆に空振りでよかったぐらいの気持ちで早め早めのポンプ車の要請を提案いたしまして、１問目の質問を終わります。
議長（戸田宗崇君）	野村昌枝さんの２問目の質問を許します。
１番議員（野村昌枝君） 質問２ 土佐市ドラゴンバスの今後の運行について	２問目の質問をします。「土佐市ドラゴンバスの今後の運行について」お伺いします。 平成１１年に宇佐から高岡間の公共バス路線が廃止され、当該地域の高齢者や体に障害のある方、ほかの有効な交通手段をもっていない市民を中心に、生活交通便確保のニーズが高まる中、廃止路線復活には、毎年多額の経費が必要とされてくることにより困難な状況があり、県外での乗合タクシー事業の事例などを参考にしながら、宇佐・新居地区を対象にした、地城のニーズに適応した形態での交通システム導入の検討を行い試験運行を実施し、交通システム導入検討委員会は、このとき市の財政負担等々厳しい資料を見てますと、厳しい御意見もありましたけれども、平成１７年の試験運行の結果、森田市長の良識な判断により平成２２年４月、やっとドラゴンバスは本格的な運行となりました。私は、宇佐・新居地区の皆さんの願いに答えて、また不便な状況にある地域も含め高齢社会に向けて市民生活の足として、そういう立場からドラゴンバス運行については何回か議会質問をしてまいりました。 現在深刻化するバスの運転手不足を受け、とさでん交通は１０月から高知市などを走るバス路線を再編し、系統数を現在の１１０から９９に削減する方針を決定、報道されました。土佐市ドラゴンバスもその影響を受けたところですが、このたび私は選挙の前に地域を歩く中で御高齢の方からドラゴンバスがなくなるの、続けてほしいねという声をたくさんいただきました。とさでんが

	退くことをドラゴンバスがなくなると解釈した御意見が多くありましたので、そこで、今後のドラゴンバス運行についてお伺いいたします。
議長（戸田宗崇君）	板原市長
市長（板原啓文君）	野村議員さんからいただきました、ドラゴンバスの今後の運行についての御質問に、お答えを申し上げます。 ドラゴンバスにつきましては、鉄道、電車等を持たない本市にとって、通院、通勤や通学等において、須崎高知間を結ぶ地域間幹線系統の路線バスと並び、市民の皆様の重要な移動手段であり、国の補助金である地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して運行しているところでございます。 野村議員さん御質問のドラゴンバスの今後ということでございますが、ドラゴンバスの導入に当たり、当初は宇佐・新居地区と高岡地区間を結ぶ当時高知県交通の廃止路線の代替として運行しておりましたが、現在は、通勤や通学、通院など様々な用途のみならず、市外・県外からの観光客にも御利用いただいていることから本市の重要な移動手段であるというふうに考えておるところでございます。 そういったことの中で、ドラゴンバスにつきましては、本年１０月から運行事業者が変更となるところでございます。これを機に、この本年１０月からは、宇佐・いの線、市野々・いの線とも１日に２便ずつ市民病院への乗り入れを行うことといたしておるところでございます。 サービスの維持のために様々な今後も検討を行いながら、今後も継続して運行してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。
議長（戸田宗崇君）	野村昌枝さんの２問目２回目の質問を許します。
１番議員（野村昌枝君）	土佐市ドラゴンバスの今後について、２回目の質問をします。 市長からドラゴンバスの現状、ルート、そして今後の拡充される市民病院へ２便ずつ乗り入れという御答弁をいただきました。過去のドラゴンバス検討結果では、利用者の約８０％は６０才以上であり、利用目的の約７８％が病院へ通院への、という御意見でございました。ドラゴンバスを市民病院まで運行してほしいという市民の願いは現在までかなえられませんでした。本年市民病院はバスの乗り入れに関する３月キャノピー整備予算が計上されておりまして安堵したところでございましたけれども、市長、市民病院にドラゴンバス乗り入れ運行について、市長のお考えをもう少し詳しく教えてください。お願いします。
議長（戸田宗崇君）	板原市長
市長（板原啓文君）	野村議員さんから再度いただきました御質問に、お答えを申し上げたいと存じます。 １回目のお答えの際にですね、ちょっと原稿を整理し抜かりまして、実態をちょっと御報告するのを抜かってましたので、ちょっとそれを前段で申し上げたいと思います。 利用状況につきましては、昨年１０月から今年３月につきましては、宇佐・いの線が１日平均７７．５人、市野々・いの線が８１．６人、両路線ともに安

	定した利用者数で推移しておるところでございますので、御報告させていただきますと思います。 そこで、ドラゴンバスの市民病院への乗り入れについてでございますが、今まで多くの議員さんから一般質問での御要望や後押しもいただいていたところでございます。 先程のお答えでも申し上げましたように、１０月から、宇佐・いの線、市野々・いの線とも１日に２便ずつ市民病院への乗り入れを行うこととしております。 また、市民病院への乗り入れ場所といたしましては、病院前のロータリー部分を使用することとしておりますが、病院入り口であることから混雑も予想されます。病院への乗り入れに当たっては、事故などが発生しないよう運行事業者には安全の徹底を図るとともに、病院局の方で平成３０年度の当初予算で御承認いただいた病院玄関前のキャノピー、雨よけのひさしでございますが、この増設・拡張工事を行い、バスの昇降時の利便性を向上することといたしております。 このキャノピーにつきましては、病院局の計画では通院時の利便性のみならず、災害拠点病院としての大災害時の傷病者集積場所や、トリアージ・プレトリアージエリアの確保を念頭に置いた整備を予定し、現在設計作業にあたっているところで、今後の入札や工事期間などを考慮いたしますと、１０月の市民病院乗り入れ開始には間に合いませんが、年内の完成を目指していると伺っております。 いずれにいたしましても、１０月以降のドラゴンバスの市民病院乗り入れによりまして、市民の皆様の利便性が向上するものと考えておりますので、議員さんにおかれましては御理解、御協力、また一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。
議長（戸田宗崇君）	野村昌枝さんの２問目３回目の質問を許します。
１番議員（野村昌枝君）	３回目の質問をします。 市長の明快な御答弁ありがとうございました。本当に市民の通院の皆さんが病院の玄関に下車できるということは当たり前のことでありますけれども、今までできなかった、市長もいろいろ御苦勞はされたと思いますけれども、いずれにしましても、とにかく良かったです。ありがとうございました。もうこれで変わることはないと確信をいたしましたので、皆さん喜んでください。 ドラゴンバスは本当に高齢社会、安全な身近な足として通院、買物、通学支援など重要な政策です。また昨年３月、認知症検査の強化などを柱とする改正法、改正道路交通法が運用されまして、免許取消しや返納が推進されております。公共交通機関が不十分な地域の高齢ドライバーの支援も重要となってまいります。さらには、高齢者事故が相次ぐことで、高齢者運転は危険との偏見が生まれないように、山間地の多いスイスには運転時間や場所を限定する免許制度があるなど、国はドイツ、デンマーク等々先進各国の高齢者事故対策に学び検討された交通政策が重要であると思うところでございます。 土佐市ドラゴンバスは市民の安全な足として、通院、買物、通学支援等々、

	一層の充実をお願いいたしまして、今後幾ら財政が厳しくなりましてもこのことはぜひ十分な財政支援をしていただきますよう市長をお願いをいたしまして、2問目の質問を終わります。
休憩 午前 11時 0分 正場 午前 11時11分	
議長（戸田宗崇君）	休憩前に引き続き会議を開きます。 野村昌枝さんの3問目1回目の質問を許します。
1番議員（野村昌枝君） 質問3 発達障害者の医療支援についての見解と医師確保対策・取り組みの現状について	3問目の質問をします。「発達障害者の医療支援についての見解と医師確保対策・取り組みの現状について」お伺いいたします。 発達障害者支援法は平成16年12月公布、その後、平成28年6月最終改正されました。この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、早期発見と早期療育や学校教育・就労、地域生活に必要な支援と家族への助言、発達障害の啓発、都道府県での発達障害者支援センター設置などその自立と社会参加の援助について、国・自治体の責務を規定した法律であります。発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般の支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。 しかし、現状では、専門的医療機関は少なく、高知県でも十分ニーズが満たされていない状況であります。去年も高知新聞の夕刊に発達障害について出ていました。その中で、本当に療育センターも、医療、半年待ちとかいう状況で、農協病院のその発達障害をやっているということではございましたけれども、医療機関もそして政策もまだ追いついていないのが現実であります。 折角土佐市には市民病院があります。核となる医療の中で子供の人権、多様性、個性が尊重された窓口があればと強く望むところです。そのことは土佐市のみならず高知県全体にも良い波及効果があると日頃から期待するところです。 そこで、発達障害者の医療支援についての見解と医師確保対策・取組の現状についてお伺いします。
議長（戸田宗崇君）	西村病院事業管理者
病院事業管理者（西村武史君）	野村議員さんからいただきました、発達障害者への医療支援についての見解と医師確保対策の現状と取組等についての御質問に、お答えいたします。 土佐市民病院は自治体病院として、地域の基幹的・中核的役割を担い、常に住民に対し、良質な医療提供と健全経営の調和に努めてまいりました。その過程におきまして、議員各位には、啓発激励をいただき、医療供給・提供体制の拡充と健全経営とのバランスの取れた運営につながっていますことを厚くお礼を申し上げます。今後さらに、市民の皆さんの医療ニーズを背景とした、ニーズに応えるだけではなく、ニーズを生み出すイノベーション志向で新たな医

	療分野を探究し続けることが成長の糧と考え努力してまいる所存であります。 御質問をいただきました発達障害者への医療支援もその一環であると認識しています。それが、土佐市の総合的なまちづくりの指針の一環である、命の安全・安心等の確保、並びに自治体病院としての存在意義の向上につながると考えていますので、更なる御支援をよろしくお願いいたします。 さて、平成２８年５月に、発達障害者支援法が改正されました。発達障害者当事者や発達障害児を育てる保護者にとって、この法改正は画期的な大切なことが盛り込まれています。それまでは、知的障害を伴わない発達障害は、支援の対象外だったわけですが、改正法施行により初めて発達障害は支援すべき対象とされました。また、改正のうち、七つの重要なポイントがうたわれていまして、その中でも１番のポイントは、発達障害者への支援は社会的障壁を除去するために行う、という基本理念が追加されたことだと思います。２番目のポイントは、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援のため、教育・福祉・医療・労働などの緊密な連携がうたわれています。 土佐市内の小中学生で発達障害のある生徒７３名、可能性のある生徒１１２名で合計１８５名おられるそうで、行政等との連携して支援してまいりたいと考えています。 次に、医師確保対策の現状につきまして、お答えをいたします。 議員御案内のとおり、医師卒後臨床研修制度の影響で地域偏在が生じ、高知大学では枯渇化により深刻な医師不足が生じています。高知医療センターの供用開始及び国立高知病院のサテライト化等により、小児科は常勤医師が引き上げられ、既に１３年が経過している次第で、現状は週３回の臨時医師での応援診療体制を取っていますが、さらに診療日を増やすための臨時・パート医師の捻出につながる余裕は全くないほど医師は枯渇化しているのが現実であります。 次に、発達障害者対策を専門的に行っている医師の招へい活動と確保の見通しについて、お答えいたします。 医師確保が厳しい中、本年４月１日から土佐市民病院名誉院長の脇口宏前高知大学長のミッションである医師確保に取り組んでもらった結果、発達障害者支援対策では知名度が高い知人の医師に土佐市民病院での応援診療について了解を取り付けてもらいました。今後の発達障害者専門外来の開始時期７月を予定、診療サイクルは、最初のうちは隔週１回、需要に伴い毎週１回のペースとなる可能性が考えられます。また、予定医師からの要望事項として、発達障害者の支援は家庭、保育、学校、行政、医療の連携支援で障害の改善はできる。その経験を土佐市で実現したい、があり、行政の関係所管、学校教育課・幼保支援課・福祉事務所、行政以外の関係所管、とさっちくらぶ・高知リハビリテーション学院・土佐市民病院に連絡を取り、６月２２日に予定医師との話し合いを実施することになりました。 御理解の上、御支援を賜りますようお願いいたします。
議長（戸田宗崇君）	野村昌枝さんの３問目２回目の質問を許します。
１番議員（野村昌枝君）	御答弁ありがとうございます。 １点だけ、ちょっと確認しておきたいと思います。先程管理者からの御答

	弁の中で、土佐市内の小中学校で発達障害のある73名、可能性のある生徒112名で合計185名という数字が発表されましたけれども、これは診断された数値でございましょうか。ちょっとそのあたりの内訳を、ちょっと教えてください。
議長（戸田宗崇君）	西村病院事業管理者。
病院事業管理者（西村武史君）	2回目の御質問にお答えします。 土佐市内の小中学生で発達障害のある生徒73名は診断書のある方で、可能性のある生徒112名は診断書がない方です。よろしくお願いします。
議長（戸田宗崇君）	野村昌枝さんの3問目3回目の質問を許します。
1番議員（野村昌枝君）	ありがとうございました。73名は診断があつて、あと112名につきましてはちょっとまだ診断がないということでございますけれども、ちょっと気になる点がございまして、まあそれでいいでしょう。はい、ありがとうございました。 ニーズに応える、ニーズをうみだすイノベーション志向でより具体的な管理者からは御答弁を本当にありがとうございました。私は本当に高知県のこの発達障害を取り巻く医療、環境などの不十分な現実を訴えて、本当に県議会の県議会議員の方にお尋ねをして、高知県で発達障害のことについて体制を充実していただくように提案していただけないものかなと考えたり、そして一方では、医療センターの小児科の吉川院長に高知県の子供達や家族を助けてください、助けていただけるような体制づくりを何とかお願いしたいという経過もございました。 このたびの市民病院の御答弁は本当にうれしく光を感じます。少し説明を加えさせていただきますと、この法律でいうところの発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、LDと表される学習障害、ADHDと表される注意欠如多動性障害、その他これに類する脳機能障害であつて、その症状が低年齢で発現するものと定められております。 管理者の答弁にもありましたように、この問題への社会的な関心が高まったのはここ10年ほどでございます。今まではいたずらっこ、そういうふうな、なかなかということですとずっと経過してきた社会の状況があると思います。 私もこの発達障害についてはいろんな学びをいただこうと思って御指導やら情報収集に2年前ぐらいから高知市の方に行ったり、いろんなところに出向いたりして、そして高知市のスクールカウンセラーの先生は何とか学校の環境を思い切って変える、お金がいつでも学校を思い切って変えてみたらっていうアプローチもしたというお話まで聞いたところでございました。 本当に適切な支援がなされず、現場は本当に多忙な中、大変で御苦労をかかえていることは十分承知しておりますが、いろんな高知県全体のお話を聞かしても、またあつてはならないことは遺伝でも親のしつけでもない本人の個性である脳機能の障害が原因で、周囲からだめな子と烙印を押されることです。定期発達に特性があろうがなかろうが、外部からの烙印によって子供は受け入れられず、肯定されず、自分はだめな子なんだという本人に自己否定感を作ってしまったら、それは明らかに私は虐待だと思っています。学校などの連絡でこの子さえ学校にいなければと自責の念にかられて悩んでしまう保護者の方も

	いると思います。 私はよく聞くところですが、親が受診を嫌がるとよく耳にしますが、それは私はないと思います。本当にこの子供を何とかきちっとしてあげたいという、皆さんに迷惑もかける、何とか子供の健全育成を願うのが親の立場でございますので、本当に子供のために良い医療を受けたいと願うのが家族です。 管理者の御答弁で法改正の重要な1番のポイント、発達障害者への支援は社会的障害を除去するために行うという基本理念が追加され、2番目のポイントは乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援のため教育、福祉、医療、労働などの緊密な連携と法の理念に基づいた見解をいただきました。医師確保につきましては、本当に医師確保が厳しい中、脇口土佐市民病院名誉院長の御尽力により、発達障害では知名度の高い医師に市民病院での応援診療を取り付けていただき、7月から発達障害者専門外来を開始予定という御答弁でございました。その医師からの要望で発達障害者の支援は家庭、保育、学校、行政、医療の連携支援で障害の改善はできる。その経験を土佐市で実現してくださるという関係機関に連絡して、はや6月22日予定医師と話し合いを実施するという具体的な心強い御答弁をいただき、心より感謝いたします。ありがとうございます。 今後は、土佐市のみならず、私は高知県全体の本当に発達障害のために悩んでいる子供達、あるいは現場の学校の中で受け入れられない、本当に認めていただけない子供の気持ち、そして御家族の気持ちを思ったときに、こういった高知県全体にこの土佐市の取組が波及していただきたい。そして人間形成の礎と、高知県の人間形成、子供達の大事な人口の少ない中、人間形成の礎となりますよう期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。
議長（戸田宗崇君）	以上で、1番野村昌枝さんの質問を終結いたします。 続きまして、14番田村隆彦君の発言を許します。